

広報 うただ

毎月1日・16日発行

発行	上田市
編集	秘書課
電話	上田②4100
印刷	田辺印刷



市民と警察のつどい

「市民と警察のつどい」が、9月9日、上田合同庁舎の前庭で行われました。このつどいは、警察の活動を市民に紹介する中で、防犯や交通安全などに理解・協力してもらおうと開かれたものです。大勢の見物人が見守る中、小学生による自転車の安全運転模範演技や逮捕術訓練、警察犬の訓練、白バイ訓練などが次々と披露され、盛んな拍手を受けていました。(写真＝飛び入り)で自転車の安全運転模範演技に挑戦)

主な内容

- 9月定例市議会、上田駅大星線・今年から着手..... 2・3 ページ
- 観光会館がオープン..... 4・5 ページ
- 定期監査の結果公表..... 5 ページ
- 「お年寄りを敬う作文」過去最高の応募120編..... 6・7 ページ
- 「施設を見る会」に御参加を..... 8 ページ
- カメラレポ..... 9 ページ
- お知らせ..... 10・11 ページ
- 必ず受けよう、犬の登録と予防注射..... 12 ページ
- 選挙特集..... 特集 1～4 ページ

市民と市長の日

「市民と市長の日」を10月1日(月)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。

農地問題相談日

「農地問題相談」を10月1日(月)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。

第一
梨本澄子さん
西川好男さん
御所
中組
五三
七二
宮本みどりさん
清水清吾さん
新田
小泉
七九
八五
篠原芳久さん
中央西二
丸堀町
八〇
櫻井友次郎さん
浦野
七六
塚田紀夫さん
中央二
海野町
四二

上田バイパスへ接続する 上田駅大星線、今年から着手

9月定例市議会

9月定例市議会が9月5日から始まりまし
した。市議会は、9月19日まで15日間の会期
で開かれます。今回は、「一般職の職員の給与
に関する条例の一部改正案」、「上田市消防団
員等公務災害補償条例の一部改正案」、「昭和
59年度上田市一般会計補正予算案」など12議
案が提案・審議されています。

市長提案説明要旨

松くい虫防除に努力

松の大敵、松くい虫が、六月
二十五日に緑が丘地籍の裏山で
確認、発見されて以来、直ちに
「上田市松くい虫防除対策本部」
を設置して、被害の調査にあわ
せ、被害木の焼却処分をしてき
ました。また、付近の保存木、
市の史跡、公共施設などの松に
対しては、薬剤散布を実施して、
蔓延防止に努めています。

上田市観光会館が開館

上田市観光会館の建設工事は、
九月二十日の開館を目指して、
最後の仕上げに入っています。
施設の管理は上田商工会議所に
委託をし、観光の拠点として休
憩所、名産品売場、実演展示場、
総合展示室などを備え、観光客
へのサービス向上と地場産業の
振興を図るとともに、市民の憩
いの施設として活用したいと考
えています。

関越道建設で住民大会

さる七月二十五日、上田市民
会館で開催した「関越道上越線
建設・地域道路網整備促進住民
大会」には、千七百人余の御参
加をいただき、盛大な大会とな
りました。今後は、この大会の
趣旨に沿って、次期「国土開発
幹線自動車道建設審議会」にお
いて整備計画路線の決定がなさ
れるよう、強く運動したいと思
います。

上田駅大星線の改良

上田バイパスへ接続する上田
駅大星線の改良は、延長千十五
米、幅員十八米、総事業費二十
一億円の事業で、このたび国庫

小牧橋の取付道路

補助事業として採択されること
になりました。ここに、地元関
係者の御理解をいただきました
ので、本年度から実施すること
になりました。上田バイパス・
市街地間の幹線道路として、交
通量の変化に十分対応できるよ
う積極的の事業を推進したいと
思います。

小牧橋関連の取付道路は、上
堀側は現在工事を進めています
が、小牧側は、このたびようや
く関係者の御理解をいただき、
地権者の皆様に調印をお願いし
ています。御協力、御理解をい
ただきました地権者をはじめ、
関係者の皆様に深く感謝を申し
上げます。今後は、年度内完成
を目指して鋭意努力したいと思
います。

上田駅に自転車駐車場

駅周辺の放置自転車対策は、
駅前ビル、バス停留所付近の放
置自転車の一掃、歩行者の安全
通行を図るため、上田駅構内に
自転車駐車場を設置して、八月
一日から供用を開始しました。
収容台数は二百台余ですが、地
元自治会をはじめ、関係団体の皆



提案説明をする永野市長(手前)

様の御協力により利用状況は極
めて良好です。自転車駐車場設
置については、今後も積極的に

▽上田市消防団員等公務災害補
償条例の一部改正
非常勤消防団員などに係る損

上田市福祉会館の設置目的で
ある障害者の日常生活訓練、社
会適応訓練など、いわゆるデイ・

あります。
* 商工費

九月二十日から開館する上田

費として二千二百万円余を計上
したほか、市民からの御寄付に
基づき実施するものが主です。

様の御協力により利用状況は極めて良好です。自転車駐車場設置については、今後も積極的に取り組みたいと考えています。

浅間テクノポリス

高度技術工業集積の地域開発を進めようとしている浅間テクノポリスは、七月七日に上田、小諸、佐久の三市と周辺の六町一村の関係行政機関、団体などの構成による浅間テクノポリス推進協議会が設立されました。

この浅間テクノポリス圏域の開発構想策定にあわせて、上田市でも総務部にテクノポリスを担当する係を設け、この構想に十分反映できる施策を講じたいと考えています。これらの計画は、地域の産業をはじめ、活気に満ちた都市づくりを目指すものになるよう努力したいと思えます。

条例の改正案

▽一般職の職員の給与に関する

条例の一部改正

個人年金共済制度の実施により、この共済掛金を給与から差し引くための改正をしたいというものです。

▽上田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員などに係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員などに対する損害補償基礎額の引き上げを行うなど所要の改正をしたいというものです。

補正予算案の内容

一般会計

今回の補正額は、八億七百三十五万五千円、これにより予算総額は二百五億七千七百三十一万一千円となり、前年同期と比べ三・八%の伸びとなっています。

▽歳入の主なもの

市税で三億七千四百万円余、繰入金で二億円、市債で一億九千九百万円余など、いずれも収入可能な範囲で計上しました。

▽歳出の主なもの

***総務費**
浅間テクノポリス推進協議会への負担金は、国が先端技術産業の拠点づくりとして進めているテクノポリスの指定を受けるべく設立された同協議会に対し、負担するものです。

*民生費

上田市福祉会館の設置目的である障害者の日常生活訓練、社会適応訓練など、いわゆるデイ・サービス事業の実施を含め、委託料として二百二十四万円余を計上してあります。

民間保育施設近代化事業補助金は、私立保育園のかねてからの要望により、施設および設備の近代化を図るため、経費の一部を補助するものです。

***農林水産業費**
農林関係では、果樹総合対策推進事業補助金として、スピードプレーヤー二台購入に三百二十万八千円、地域特産養漁生産流通対策事業補助金として、モロコシ養殖池四面設置に八十六万六千円などを計上しました。

土地改良事業関係では、市内上田原宇島原ほか二十三地区の水路の改修事業があります。今回、用水路の維持と災害未然防止の面から新規事業として、二千万円を計上し、水路の嵩上げ、補修を図りたいというものです。また、県単事業では、神畑地区四・八ヘクタールのほ場整備に一千五百万円、さらに非補助土地改良事業として、市内吉田宇裏沖の農道新設工事に一千四百万円などの事業費を計上して

あります。

*商工費

九月二十日から開館する上田市観光会館を、観光事業および地場産業振興の立場から上田商工会議所へ管理委託することとし、そのための委託料として百八十四万円を計上しました。

*土木費

道路維持、道路新設改良および河川維持のため、工事費で総額二億五千三百万円余を計上してありますが、今回は特に維持補修に配慮し、地域の要望に応えたいというものです。

街路事業では、上田駅大星線改良事業が国庫補助事業として採択の見通しが得られたことから、用地買収費で二千九百八十万円余を計上。公園事業では、すでに着工の長池公園に子供広場の整地と遊具の設置のため、二千万円を計上しました。

*消防費

本年三月に廃止された大屋分団の施設を上田市消防団第十分団の詰所として、施設整備を図りたいというもので、警鐘楼の工事を含めて百五十二万円ほど計上してあります。

*教育費

市内各小・中学校の営繕工事

は、幅員十八メートル、総事業費二億円の事業で、このたび国庫

収容台数は二百台余ですが、地元自治会をはじめ、関係団体の皆

費として二千二百万円余を計上

したほか、市民からの御寄付に

基づき実施するものが主です。

新設の南小学校は図書室への

図書購入費三百五十万円、お

よび青少年健全育成連絡協議会

で、育成会旗一式を作成するた

めの補助金百五十万円がありま

す。いずれも市内上田原九二

番地一・久保角太郎様からの御

寄付により実施するものです。

完成が待たれる中央公民館・

文化会館へのグラントピアノの

購入費四百五十万円は、市内上

田二〇五六番地・橋本博様から

の御寄付によるものです。

秋の全国交通安全運動9/21~30

昨年1年間、県下で交通事故によって死亡した人は208人で、6年ぶりに200人を超えました。そこで、今年には交通事故による死者の年間抑止目標を160人以下と定め、交通安全運動を展開しています。運動の重点は…①歩行者と自転車利用者の交通事故防止、②二輪車の交通事故防止、③シートベルト着用の推進。

上田公園前に新名所

観光会館がオープン



9月20日に竣工式が予定されている上田市観光会館

9月20日に竣工式



上田公園前の旧点字図書館跡に建設を進めていた「上田市観光会館」がこのほど完成し、九月二十日(木)には竣工式が行われる予定です。

観光会館は、上田城跡を訪れる観光客に、ゆつくりくつろいでもらいながら土産品を買ってもらったり、休憩をしてみらおうと

建設されたものです。今後は、上田公園前の新名所として、市民や観光客に親しまれ、利用されるものと期待されています。

建物は、鉄筋コンクリート造り、地上二階、地下一階で、延べ面積は九百二十七平方メートル、田城のイメージに合わせて、屋根などには和風を採り入れています。工事費は約一億八千五百万円。同会館は、補助金などの関係から県観光開発公社が建設し、市が買い取るという形をとっています。

一階には、土産物コーナー、農民美術など郷土民芸品の実演

展示コーナー、それに休憩室や食堂などが設けられています。

二階には、総合展示室(四百五十六平方メートル)と会議室があります。総合展示室は、展示会、作品展などさまざまな催し物に応じて部屋の大きさを調節することができま。また、地下一階は機械室です。

つむぎ 農民美術・上田絁展

上田市観光会館が開館したことを記念して、9月21日から農民美術・上田絁展を開催します。入場は無料です。

と き… 9月21日(金)～24日(月)、
午前10時～午後4時

ところ… 上田市観光会館 2階総合展示室

観光会館の利用時間は、午前九時から午後九時まで、休館日は十二月二十九日から翌年一月三日までです。なお、同会館の管理および使用料の徴収は、上田商工会議所に委託されています。

定期監査の結果公表

上田市市長 永野裕貞殿
上田市議会議員 竹内義憲殿
上田市農業委員会会長 宮入英夫殿

上田市監査委員 小池 守
同 石井重義

定期監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第3項の規定に基づき、昭和59年度第1回の定期監査を執行したので、同条第8項の規定により、その結果を下記のとおり報告する。

記

1 監査実施期間

昭和59年4月16日から昭和59年8月25日まで

2 監査の範囲

昭和58年度における財務に関する事務処理の状況、契約および工事の状況などについて

3 監査の対象

社会部 福祉課(点字図書館、乳児院、母子寮、児童館)、社会課(母子健康センター、相染閣)、保育課(保育園26園)、同和对策課、福祉事業センター(西塩田、中塩田、川西各事業所)、報恩寮、老人福祉センター、産院、川西社会福祉センター、塩田解放会館、城南解放会館、中央解放会館

農政部 農林課、土地改良課、農村整備課(農村環境改善センター)

建設部 管理課、土木課、都市計画課、下水道課、建築課、建築指導課

交通 対策局 交通対策課、国道バイパス課

水道局 業務課、工務課、浄水管理事務所

農業委員会事務局

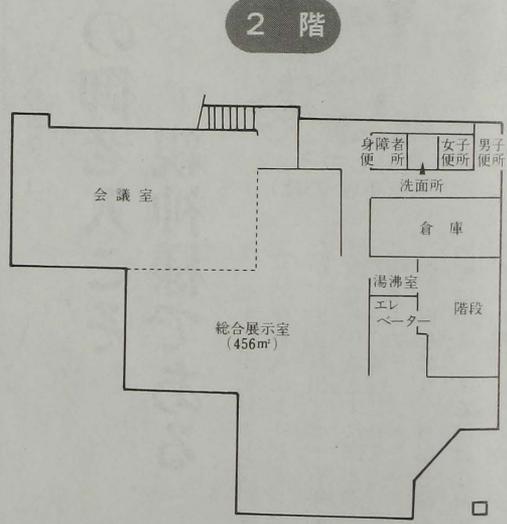
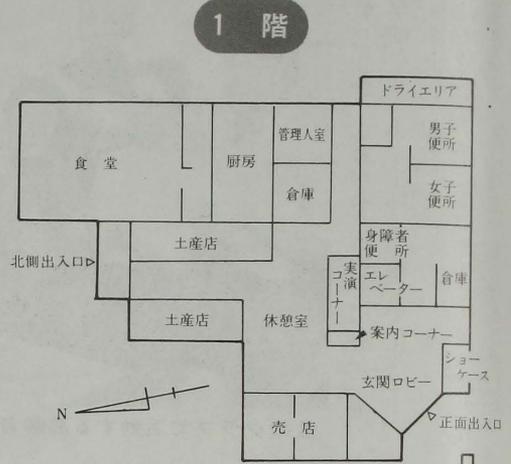
4 監査の結果

各所管における財務に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

出先機関の現場監査については、社会部30施設、農政部1施設、水道局1施設を対象に実施したが、その管理は、おおむね適切であると認めた。工事現場監査については、抽出により農政部関係6か所、建設部関係17か所、水道局1か所の工事を対象に実施したが、いずれも設計書のとおり完成していることを認めた。

なお、それぞれの監査箇所における細部の指摘事項については、そのつど留意または改善を促した。今後とも行政の多様化にともない増大する事務処理にあたっては、常に能率化および効率化に配慮されるよう望むものである。

上田市観光会館 各階平面図



上田市戦没者追悼式を開催

上田市は、戦争により犠牲になられた方々への追悼の意を表わすとともに、平和への誓いを新たにするため59年度上田市戦没者追悼式を次のとおり行います。

とき…10月2日(火)午前10時30分から正午

ところ…上田市民会館

服装…平服

〈社会課 ☎4100 内線378〉

日曜広場で動物パレード

9月20日から26日までは動物愛護週間です。この週間にちなみ、動物愛護会上小支部では、9月23日に動物パレードを開催します。

とき…9月23日(日)午後1時から

ところ…海野町日曜広場

内容…動物パレード、犬猫の健康診断、犬の訓練実演など

お年寄りを敬う作文

過去最高の応募120編



盆栽クラブで活動する高齢者学園の皆さん(老人福祉センターで)

市では、お年寄りを敬う思想を普及させるため、三年前から「お年寄りを敬う作文」を市民の皆さんから募集しています。今年、百二十編と過去最高の

応募があり、内訳は一般が二編、小学生四十二編、中学生七十六編でした。作品は、すべて敬老思想の普及に役立つものばかりでした。

今静かに過去を振り返って、日記を読み返してみる。さまざまに世の冷風を越えてきた私



荒井しづ子さん (手塚・75歳)

この御老人こそ 親神様である

16人が入選

入選された十六人の皆さんは

- | | |
|-------|---------|
| 荒井しづ子 | 手塚・七十五歳 |
| 市川 庄吉 | 岡・六十二歳 |
| 斉藤 裕子 | 五・中・三年 |
| 森尻 慎一 | 五・中・三年 |
| 上原 美穂 | 五・中・二年 |
| 金井 誠一 | 五・中・二年 |
| 金井 唯博 | 五・中・二年 |
| 春原さおり | 五・中・一年 |
| 水島 利恵 | 五・中・一年 |
| 小山 春乃 | 室賀小・六年 |
| 島 ひとみ | 室賀小・六年 |
| 宮沢裕美子 | 東小・五年 |
| 大熊 直子 | 北小・五年 |
| 酒井 晃宏 | 北小・五年 |
| 土屋 里絵 | 神科小・四年 |
| 天谷 麻紀 | 神川小・三年 |

次のとおりです。(敬称略)

太陽で起きて働き、太陽で家に帰ったものでした。

私は手塚に住んでいます、西前山に嫁がせた娘が病気のため入院していますので、三人の孫をみるために留守番として娘のところへ一か月ほど過ごしています。様子がわからず困っていた時、近所の八十八歳になる御老人がこられて「お宅には、ナスやキュウリを植えてねえがどうする。植えるなら、おれの作った苗があるから、持ってきて植えてやるかな」と言ってきた。少し耳が遠いようだった。それからというもの、度々見えて畑の草を刈ってくれたり、野菜の手入れをしてくれたり、自分の作った野菜も持ってきてくれました。

ある日、私はお茶を入れて、御老人といろいろ話をしました。この御老人は「おれは、動くことが何よりの楽しみでな。豚を飼っているが、買ったエサじゃもうからねえから、野菜をたくさん作って自分でくれるんだ。朝は、豚が起こしてくれるし、自然に動くようになるんだ。暇をみては、畑や野菜の手入れをしたり、道の草でも刈ったり、蚕のお手伝いをしたりな。おれ

危い橋を渡り、月影を踏みしめては泣き、ある時は小鳥のように歌い笑い、生きがいを求めて働きました。子供を育てた昔、

長野県知事選挙 (投票日)は10月21日です

— 投票日は家族全員で —



投票できる人

次の二つの要件に当てはまる人は、この選挙で投票できます。
①投票日現在、満二十歳以上である人
②六月二十九日以前から、引き続き上田市に住んでいて、住民票に記載され、かつ選挙人名簿に登録されている人

投票できない人

①選挙人名簿に載っていないも、投票日の前日までに県外へ転出した人は投票できません。
②また、学生などで修学のため寮や下宿などに住んでいる人の住所は、原則としてその寮や下宿にあることになっています。たとえ住民票が上田市にあっても、市外に居住している人は投票できません。

県内で住所を 移した場合

① 転入した人

六月三十日以降に、県内の他市町村から上田市に転入してきた人は、前の市町村で投票することになります。

② 転出した人

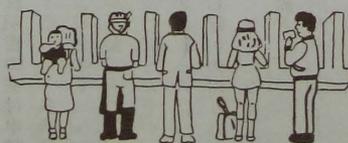
上田市の選挙人名簿に登録されている人が、六月三十日以降に、県内の他の市町村に転出し

たときは、上田市で投票することになります。

○ 投票するときは

いずれの場合も、投票するときは、現在住んでいる市町村長が発行する引き続き県内に住んでいることの証明書が必要になります。この証明書は、市役所または町村役場の窓口(住民係など)で無料で発行しますので、あらかじめ証明書を発行してもらってから投票におかけください。

投票時間



投票時間は午前七時から午後六時までですが、須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は、午前七時から午後四時までとなっていますので御注意ください。
投票は、なるべく早めに、時間の余裕をみて済ませましょう。

市内で住所を 移した人

九月二十三日以降に、市内移動をした人は、前住所地の属する投票所で投票することになります。

「お年寄りを敬う作文」を市民の皆さんから募集しています。今年、百二十編と過去最高の編でした。作品は、すべて敬老思想の普及に役立つものばかりでした。

今静かに過去を振り返って、日記を読み返してみる。さまざまな世の冷風を越えてきた私た

めては泣き、ある時は小鳥のように歌い笑い、生きがいを求めて働きました。子供を育てた昔、をみては、畑や野菜の手入れをしたり、道の草でも刈ったり、蚕のお手伝いをしたりな。おれ



旅行の前に不在者投票を

不在者投票は

このように

十月一日から十月二十日まで

投票は、選挙当日、選挙人自ら投票所に行っておこなうことが原則となっていますが、その例外として不在者投票の制度が設けられています。

選挙当日、なんらかの理由で投票所にいけない人で、その理由が法律に定められた事由にあてはまるときは、投票日の前日までの都合のよい日に、あらかじめ投票を済ませておくというものです。

不在者投票ができる人

- ① 選挙人名簿に登録されていること
- ② 次の不在者投票事由のいずれかに該当すること
- 投票日当日に決められた投票区の区域外で仕事（勤務・事業など）に従事するとき
- やむを得ない用務または事故のため、市外に旅行か滞在中のとき
- 病氣、負傷、出産の前後、老衰などで歩くことが著しく困難なとき

不在者投票をするときは

○ 不在者投票の指定施設に入っているとき

名簿登録地で投票する場合

不在者投票所は、選挙管理委員会（市役所四階）で行います。選挙が告示された日（十月一日）から投票日の前日までの間、毎日午前八時三十分から午後五時まで行います。

投票においての際は、入場券届いているときと印鑑が必要です。滞在地で投票する場合

市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会に投票できません。手続きに時間を要しますので、早めに滞在地の選挙管理委員会、または名簿登録地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

指定病院などで投票する場合

病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設、保護施設などで不在者投票の指定を受けている施設に入っている人は、そこで投票できます。申請書の長に申し出てください。

宣誓書が必要です

名簿登録地で、あるいは滞在地の選挙管理委員会に不在者投票をしようとする場合、まず、名簿登

録地の選挙管理委員会に対し、投票用紙など必要なものを請求しなければなりません。この請求の際に、「不在者投票事由に該当する者である」旨の宣誓書を提示していただきます。この宣誓書など必要な用紙は、選挙管理委員会にあります。

不在者投票所には氏名掲示がありません

不在者投票が行われるすべての記載場所には、候補者の氏名掲示がされませんので、前もって選挙公報などにより、投票する候補者の氏名などを承知して投票に臨んでください。

重度身障の皆さんは郵便で在宅投票ができます

郵便投票は、重度の身体障害で歩行が著しく困難な人が、在宅のまま投票できる制度です。

一、対象となる人

○ 両下肢・体幹が不自由な人（障害一級または二級）

○ 心臓・じん臓・呼吸器機能の障害者（障害一級または三級）

○ 右記障害度にあてはまる人で、身体障害者手帳の交付を受けていること。また、戦傷病者の場合もほぼ同程度の障害で、戦傷病者手

帳所持者が対象となります。

二、郵便投票証明書の交付申請

投票を希望する人は、名簿登録地の選挙管理委員会の委員長が発行する証明書が必要ですので、申請して交付を受けてください。

該当すると思われる人は、選挙管理委員会にお確かめのうえ、早

めに手続きをしてください。

三、投票の手続き

○ 選挙の期日前四日（十月十七日）までに、選挙人自ら署名した文書

により、選挙管理委員会から、投票用紙および投票用封筒の交付を受けてください。この際、郵便投票証明書を提示してください。

○ 交付を受けた投票用紙には、本人自身が候補者の氏名などを記載してください。

○ 記載した投票は、それぞれ定められた封筒に入れ封をし、封筒の表側に「投票者氏名」欄に本人自ら署名して、名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に、必ず郵便で送付してください。

○ 目の不自由な人は、点字投票が



知事選挙にあたって

上田市選挙管理委員会

委員長 森山 潔

昭和二十一年に行われた地方制度の改革で、地方自治体の首長は住民の直接選挙で選ばれることになりました。

翌二十二年四月には、この改正法に基づき初の知事、市町村長選挙が全国で一斉に行われました。以来、回を重ね、この十月二十一日に行われる長野県知事選挙で十回を数えます。

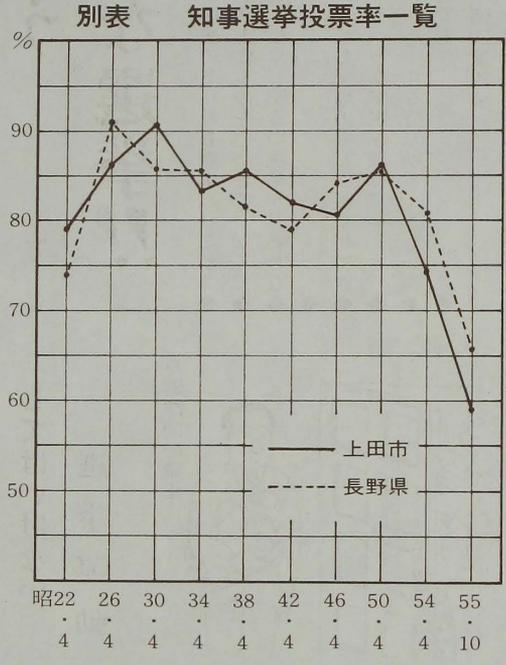
そこで、過去十回の長野県知事選挙の当市における投票状況を振り返ってみますと、別表のとおり昭和三十年の選挙では九〇・八一パーセントと、最高の投票率を記録しましたが回を重ねるにしたがって下降線をたどり、前回五十五年に行われた選挙では五九・一三パーセントと、最低の結果に終わったことはまことに残念です。このような投票率の低下現象は、近年特に目立っており、すべての選挙に共通の問題となっています。選挙の種類、行われる背景などで投票状況も異なりますので、責任がすべて有権者側にあるという

老衰などで歩くことが著しく困難なとき
の選挙管理委員会で不在者投票をしようとする場合、まず、名簿登

ことでは、もちろんありません。ただ、最近よく耳にする若年層の政治・選挙離れという現象が、昨年行われた一連の選挙結果に歴然としており、要因の一つに数えられると思います。

現行の議会制民主主義の制度下にあつては選挙が基本をなすものであり、一人一人の積極的な投票行動が良い政治、良い行政への最善策であることを、もう一度心に刻みたいと思います。最後に、雑

誌「暮らしの手帳」編集長・花森安治氏の言葉を御紹介して結びとします。
『雨が降っても、風が吹いても、私は投票所へ出かける。自分の好きな政党がなくても、自分の好きな候補者がいなくても、私は投票所へ行く。いつかきつと、すばらしい政党やすばらしい候補者が出ることを信じて、私は今日も投票所へ行く。』



投票するとき

◎投票には、入場券を忘れずにお持ちください。
投票所の入場券は、全部郵送によつてお届けします。入場券は、郵便はがき一枚に世帯単位の四名連記となっていますので、一人ずつ切り離して投票所へお持ちください。

入場券が届かない場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所で係員に申し出てください。投票日近くになつても届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

◎候補者の名前は、はっきり書いてください。
せっかくな投票しても、書いた字がわからないために無効となることがありますので、候補者の氏名ははっきり書いてください。

◎自分で書けない人は
手しりがをしいたり、字を知らないで書けないときは、投票所の係が代わつて書いて投票するといふ、代理投票制度があります。投票の秘密は厳守されますので、安心してお申し出ください。

◎目の不自由な人は、点字投票が出来ますので、投票管理者に申し出てください。(点字の場合は、投票用紙が変わります。)

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報が発行されます。

自治会長さんの御協力をお願いして、全世帯に配布しますが、自治会に加入されていないなどの理由で、直接送達を希望する人は、事前に選挙管理委員会にお申し出ください。郵送します。また、万一未着の場合は、各支所または市選管に予備を置いてありますので、最寄りでお申し出ください。

ポスター掲示場の設置に御協力を

選挙運動用のポスターをはり出す場所を、市内三百八十二か所に設置します。

設置が予定されますお宅では、なにとぞ期間中の設置場所の提供に御協力をお願いします。

開票のとき・ところ

開票は即日で行います。
とき：十月二十一日(日)午後七時三十分
ところ：上田市立清明小学校体育館

ること。また、戦傷病者の場合もほぼ同程度の障害で、戦傷病者手会の委員長に、必ず郵便で送付してください。

心がけよう きれいな選挙!!

- ◆ 選挙運動は、自由であることが理想であり最も望ましいことですが、自由である、金や権力や情実にものをいわせて、なんでもできる（お金がある）人が有利になり、明るい選挙が行われなくなってしまう。
- ◆ そこで公職選挙法では、公平にしかも平等のもとに選挙ができるようにと、選挙運動に関していろいろな制限を設けています。
- ◆ 選ぶ人も選ばれる人も、お互いがルールを守り明るく正しい選挙の実現こそ、よい政治への近道です。

だれにでもできる

選挙運動

選挙運動用はがき
選挙運動用として表示を受けたはがきを候補者からもらって知人などに出すことができます。
記載する内容については虚偽や社会秩序に反するようなものではないかぎり自由です。
同一世帯内あての場合の表書きは連名でもよいが、工場、事業所会社などへ「御中」または「御一同様」などと書き回覧することはいけないことになっています。
このはがきは、必ず定められた郵便局に出すことになっています。

個人演説会

個人演説会で、応援演説することができま。

個々面接

電車、バス、あるいは道路上でたまたま友人や知人に出会い、その機会を利用して投票を依頼することができま。

電話による投票依頼

電話を投票を依頼することは、原則として、どなたでも自由に行えます。はっきり政党名や候補者の氏名をいって投票を依頼してもよいし、だれにかけてもかまいません。ただし、このような選挙運動も、実際にできるのは、立候補の届け出が済んだときから投票日の前日までです。また、公務員や特定の人は他の法律で禁止や制限を受けま。

してはいけない 選挙運動

戸別訪問の禁止



戸別訪問とは、選挙運動のために、連続して戸別に選挙人の居室を訪ねることです。（官公庁、会社、工場、事業所なども戸別のなかにはいりま）
また、一戸だけ訪問してもその状況、内容などにより戸別とみなされることもありま。玄関内に入らず軒先、庭などであっても戸別訪問に該当しま。単なるあざわらび、名刺をおいてあることなどいけません。

署名運動の禁止

選挙に際し投票をせよという目的で、または投票をさせない目的で、選挙人に対し署名運動することは禁止されていま。

飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関しては、その名目はどうであろうと、飲食物（なら加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの。たとえば、料理、弁当、酒、ビール、ジュース、果物、菓子など）を提供することはできま。

たとえば、候補者が選挙運動員や労務者を慰労する目的で飲食物を提供することや、第三者が候補者を激励するために、陣中見舞として候補者などに飲食物を提供することもいけません。
陣中見舞に清酒をもつていきまが、これも含まれていま。



飲食物の提供は禁じられていま

公職の候補者など寄附禁止の条項にふれる場合がありま。じゅうぶん注意してください。ただし、お茶や日常もちいられている程度の菓子はさしつかえありません。

氣勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のために自動車をつらね、または隊ごをくみ、はち巻をしたり旗などをたてて往來するなどは、氣勢を張る行為で禁止されていま。

買収聖応の禁止

選挙運動のため、選挙人または選挙運動者に対し、金銭、物品などを送ったり、約束すること、また、飲食物を提供し、芝居や遊覧旅行に案内したり、その他相手方に慰安などを与えて欲待することは買収に該当しま。

選挙妨害の禁止

候補者について、デマをばしたり、選挙人、候補者、選挙運動員などを脅かしたり、演説集会、交通などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたり、投票に干渉し棄権を勧めたりして選挙の自由を妨げると選挙の自由妨害の罪となりま。

ポスターの制限

無検印、無証紙のポスターを事業所、事務所などに掲示するため頒布する場合でも違反となりま。よく屋内用などといって無検印のものはいわれま。これらは一切認められていま。また、屋内用と称して窓の内側に貼付し通行人に見えるようなことは違反です。

は、人のいやがるような細かい...
もありません。
の御老人は、多...
ので、祖母は息子や娘八人をか...
から、これからの私が歩む人生...
うになるかもしれま。でも、

このはがきには必ず定められた郵便局に出すことになっています。

特定の人以外の法律で禁止や制限を受けず。

選挙人に対し署名運動することは禁止されています。

ている程度の菓子はさしつかえありません。

は違反です。

は、人のいやがるような細かい仕事をするのが大好きだ」と話してくれました。

御老人は、だれかれといわず平らかな気持ちで人に尽くしているという。それに、体が健康ではち切れそうな生き生きとした明るい顔だ。花も作り、一番先に咲いた花はお寺に持っていき、二番目に咲いた花は同級の亡くなった人に供えているという。

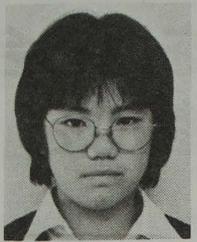
本当に、この御老人こそ生き神様、いいえ親神様ではないでしょう。人を助ければ我が身が助かる、人を泣かせれば自分が泣かねば永久にその罪は許されないと、ということに耳にしたこと

もありました。

この御老人は、多くの人のために親しまれ、グチ一つ言わず、人の悪口も言わず、人と人との心の触れ合いを大切にしています。こつこつと一輪車を押している姿を見る度に、心で感謝しています。私も、このおじいさんを良きお手本として、老後を過ごしていきたいと思います。

赤黒く陽に焼けた御老人は、夜、床に入った時に何を考えているだろうか。たぶん明日の仕事の計画を立てていることでしょう。何もかも知り尽くしてきた御老人だからこそ、親神様といえるのでしょう。

私の祖母



春原さおりさん (五中・一年)

私の家には、八十歳になる祖母がいます。祖母は、私を幼いころからとてもかわいがってくれました。私は、祖母に子守りをしてもら

って育つたので、「おばあちゃん」と人に言われました。本当にそのとおりで、私は昔から祖母と一緒に寝たり、祖母を相手に学校でどんなことをしたか真剣に話をあげます。祖母の歩んできた八十年間には、四つ大きな戦争と、一家の大事な大黒柱である祖父が亡くなったという不幸な出来事がありました。祖父が亡くなった

ので、祖母は息子や娘八人をかかえ、最も苦しい生活が始まりました。日本は敗戦したため、戦後はどの家もとても貧しかったそうです。

それから、朝はまだ夜が明けないころから、夜はとくに日が暮れても働き、昼食とほんの少しの休憩をとっただけで、無我夢中で家族のみんなが汗水流して働いたそうです。祖母の

そのころは、どんなにつらいことがあっても、「家のため、家のため」と自分に言い聞かせ、自分の物は何一つ買わなかったと話してくれたことがあります。現在の祖母は、昔よく働いたので、身体の具合が悪く病院通いですが、心はまだまだ元気一杯で、私にいろいろと世話をやいてくれます。

祖母は、お盆が来るのを早くから待っています。お盆には、祖母の息子や娘たちが祖母に会いに来るからで、みんな楽しんで世間話をしたりしています。祖母にとって、自分の息子や娘たちと一緒にいるのが何よりも心が安らぐようです。私の十二年間は、祖母の八十年間に比べれば、本当にわずかな人生を歩んでいます。だ

ねたきりの

おばあちゃん



土屋里絵さん (小4年 神科)

から、これからの私が歩む人生は、この祖母の生きざまをもつとよく学び、長い人生一度とは言わず、何度も何度もくじけそ

うになるかもしれない。でも、その時は祖母を思い出し、しっかりと着実に自分の人生を歩んで行きたいと思っています。

私のおばあちゃんは、ねたきりです。私が生まれる前から、ねたきりです。もう、二十六年にもなるそうです。

私は、ときどき、おばあちゃんにごはんを食べさせてあげます。でも、だいたい日は、母がおはんを食べさせてあげます。おばあちゃんは動けないので、どこへも遊びにいけません。だから、テレビを見ることや、私たちと話をすることを楽しみにしています。私は、学校であったことを、いろいろ話してあげます。水泳のことや、勉強のことや話をあげると、おばあちゃんは喜びます。

「お母さんたちを、いっしょくけんめい育ててくれたからよ」と母は言いました。

おばあちゃんが、おふろに入るときは、おばさんがお手つだいに来てくれます。おばあちゃんは、おふろからあがつてくる時、さっぱりしたような顔をしてお、あがつてきます。私は早く大きくなって、もしおいしやさんになれたなら、おばあちゃんの足をなおしてあげて、一度でもいいから、おばあちゃんの歩くところを見たいです。おばあちゃんには、元気で長生きしてほしいです。

「施設を見る会」に 御参加を

秘書課秘書広報係

☎②4100内線205・有線②0631

毎年行っています「市の施設を見る会」を次により行います。市の施設などを知るよい機会ですので、皆さんお誘い合わせのうえ御参加ください。お一人でもけっこうです。参加料は無料で、昼食は市で用意します。

見学コース・日程：下表のとおりです。

集合場所：市役所正面玄関前

定員：各コースとも四十五名、定員になり次第締め切ります。

申込先・お問い合わせ：秘書課 秘書広報係、お申し込みは電話でけっこうです。

見学コースと日程

10月8日(月) Aコース	10月9日(火) Bコース	10月12日(金) Cコース
市役所 下水浄化センター 報恩山荘 わしば 点字図書館 消字防署 市役所	市役所 老人福祉センター しいのみ園 相染閣 自然運動公園 清掃事務所 市役所	市役所 第二学校給食センター 染屋浄水場 農村環境改善センター 上田養護学校 国分寺史跡公園(資料館) 市役所
集合 8:50 9:10 10:30 12:00 1:50 3:10 4:20 解散	集合 8:50 9:10 10:30 12:00 1:50 3:20 4:20 解散	集合 8:50 9:10 10:30 12:00 1:50 3:10 4:20 解散
9:00 10:10 11:30 1:30 2:50 4:10	9:00 10:20 11:40 1:30 3:00 4:10	9:00 10:20 11:40 1:30 2:50 4:10
昼食 市長との話し合い	昼食 市長との話し合い	昼食 市長との話し合い

不用品登録情報 (主なもの)

(9月7日現在)

ゆずります	<希望価格>	ゆずってください
乾燥機	15,000円	ベビーカー
オープンデッキ	25,000円	ベビーダンス
足踏ミシン	無料	ベビーラック
ミシン	15,000円	ブランコ
電気オルガン	5,000円	三輪車
ガスコンロ	500円	すべり台
ガス炊飯器	1,500円	レコードプレーヤー
三面鏡	5,000円	カラーテレビ
カラオケ	30,000円	ジュースミキサー
テニスラケット(硬式)	5,000円	扇風機
漬物おけ	5,000円	洗濯機
煮沸器	無料	和ダンス
パソコン	120,000円	卓球台
○じゅうぶんに活用できる不用品は、		サイドボード
どんなものでも登録しましょう。		プレハブの部屋

ものを大切に： 不用品登録情報

市では、市民の皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしています。

不用品の登録をされる方は、次の事柄を必ず守ってください。

① ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活環境課へ登録してください

② ゆずってほしい品物がある人もあらかじめ申し出て登録してください。

③ 生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。

④ 紹介を受けた人は、取り引きの結果(成立、不成立にかかわらず)を生活環境課へ、必ず十日以内に御連絡ください。

◇ ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎②4100内線301)へお気軽に御連絡を。

◇ 紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますので御了承ください。

トップを切って県美術展

行、市民



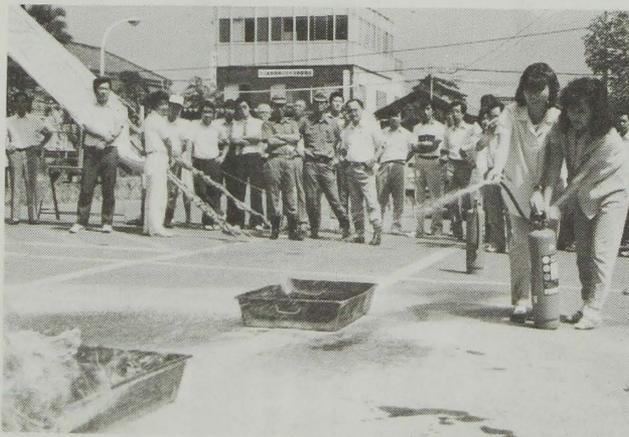
▲水道60年の歩み

市営水道60年を記念して、8月30日から9月3日までの5日間、上田西武では「上田市水道60年回顧展」が開かれました。会場には、60年の歩みを物語る約50枚の写真や給水区域の移り変わりなどの図表、量水器や水道管などの器材が展示され、訪れた市民の関心を呼んでいました。



県美術展が、9月2日から9日まで、上田公園内の市民会館と総合展示館で開催されました。今年は、上田会場が県下7会場のトップを切って開かれ、「芸術の秋」にふさわしい約450点の作品が展示されました。

トップを切って県美術展



▲市役所で防災訓練

「防災の日」の9月1日、市役所では市職員による防災訓練を実施しました。午前10時に大地震が発生したとの想定で、避難訓練や女子職員による消火訓練(=写真)、6階からハシゴ車や救命袋で脱出する救助訓練などを次々に行いました。



ボランティア講座に御参加を

とき…10月8日(月)午前9時30分から午後3時

(午前9時に上田市福祉会館へ集合)

ところ…かりがね学園(精神薄弱者更生施設)

昼食…250円(各自負担)

申込先…上田市ボランティア連絡協議会・ボランティアコーナー(☎252629)へ10月4日(木)までに御連絡ください。

御利用ください

市政提言箱「こだま」

市政提言箱「こだま」は、市民の皆さんから行政に対する要望や意見などを受けるために設けてあります。皆さんがお気付きになっていること、どんなことでもお書きください。設置場所は、市役所1階ロビー、八十二銀行上田支店、中央公民館、塩田公民館、川西公民館です。

お知らせ



「神科地区第1回こどもスポーツ大会」が、8月26日五中で行われました。自治会ごとにチームを作って出場した小学生たちは、お母さんたちの声援を受けながら、男子はソフトボール、女子はドッチボール(=写真)に分れて試合をしました。

「緑の写真パネル展」を開催

作品を募集中です

都市計画課
☎24100内線355

毎年、十月一日から三十一日までは「都市緑化月間」です。市では、この月間にあわせて、緑豊かな生活環境を確保するため、都市公園や街路樹などの緑化を推進しています。

今年も、この行事にちなんで「緑の写真パネル展」を開催します。現在、その作品を募集していますので、御応募ください。題材：緑のある風景(長野県内で見られる風景)

規格：四ツ切(モノクロ、カラー)

締め切り：九月二十九日(土)

提出先：都市計画課

作品展示期日・会場：十月一日(月)から十五日(月)まで、市役所一階ロビーに展示します。

働く婦人の家

和裁・毛糸機械編の受講者を募集

働く婦人の家 ☎272988

働く婦人の家では、県婦人就業サービスセンターと共催で、次のとおり和裁と毛糸機械編の技術講習会を開きます。受講を御希望の皆さんはお申し込みください。電話でもけっこうです。

対象者：市内にお住まいの婦人で、初心者に限ります。

定員：和裁二十名、機械編十五名(応募者多数の場合は抽選となります)

募集期間：九月二十四日(月)から(午)前九時から午後九時まで、ただし日曜日は午後五時まで水曜日は休館日)

講習期間：十月十八日(木)から休館日、土曜日、日曜日を除く二十一日間

講習時間：午前九時から午後三時

講習内容：和裁は肌ジユバン、女物男物浴衣、ウールなど。毛糸機械編は針さし、ベスト、セーターなど(編機は用意してあります)。

受講料：無料

危険物取扱者試験と事前講習会

消防本部予防課

☎22501内線205

五十年度第二回危険物取扱者試験

と き：十一月八日(木)
ところ：上田合同庁舎、上小建

設業会館、上田市消防会館

願書受付：十月一日(月)から十月五日(金)

試験の種類：甲種、乙種全類、丙種

願書受付場所：上小地方事務所総務室

試験願書など：受験願書および試験実施案内は、消防本部予防課および上小地方事務所総務室にあります。

危険物取扱者試験事前講習会

と き：十月二十五日(木)午前九時から午後五時

ところ：上田合同庁舎講堂

受講申込期間：十月十五日(月)から十月二十日(土)(期間内でも定員になり次第締め切ります)

手紙切手展を

開催します

上田郵便局では、記念切手の原画と切手パネルの展示や、市内にお住まいの皆さんの秘蔵の手紙や切手類をお借りして「手紙切手展」を次のとおり開催します。大勢の皆さんの御来場をお待ちしています。

と き：十一月八日(木)

ところ：上田合同庁舎、上小建

の再販売や、「手紙切手展」の小型日付印の押印も行います。

と き：九月二十一日(金)から二十四日(月)

ところ：上田西武三階アートサロン

「山びこの家」開設

精神障害者の皆さんの社会復帰訓練施設

精神障害者家族会事務局
☎233247(午後のみ)
山びこの家
☎249056(午前のみ)

このたび、精神障害者家族会では、軽作業をしながら社会復帰をするための作業訓練の場として、「山びこの家」を次のとおり開設しました。

「山びこの家」は、出合いの場、交流の場を目指していますので、障害者の皆さんお気軽にお出かけください。

また、障害者の皆さんと作業などを通じて社会復帰のお手伝いをしていただけるボランティアの方を求めています。

と き：毎週月曜日から金曜日、午前九時から午後三時

ところ：大字上田原五〇八一

応募締切日：九月二十五日(火)

十日までに実行委員会までお申し出ください。

3 第 919 号

会

障害者作品展と

市民ふれあい広場

「H₂O」が特別出演

福祉課福祉係

☎24100内線373

有線②0791

市では社会福祉協議会と共催で、市内のボランティア団体の皆さんの協力を得て、「心身障害者作品展」と「市民ふれあい広場」を次のとおり開催します。今年の「ふれあい広場」では、上田市出身のフォークグループ「H₂O」のお二人が、友情出演の街頭コンサートをします。

心身障害者作品展

と き：九月二十九日(土)午後一時三十分から午後五時、同三十日(日)午前九時から午後四時
 ところ：海野町会館一階
 展示内容：障害者の皆さんの作品展示、施設の紹介、ボランティア団体の活動紹介
 応募資格：市内に住んでいる心身障害児者の皆さん、および心身障害児者施設に入所している皆さん

応募締切日：九月二十五日(火)

市民ふれあい広場

と き：九月三十日(日)午前十一時から午後三時
 ところ：海野町日曜広場
 内容：「H₂O」街頭コンサート(正午から)、チャリティバザー、障害者作品即売会、金魚すくい、手作りコーナー、カラオケコーナーなど

障害者の皆さんに

列車の旅を

「ひまわり号」の

バザーに御協力を

「ひまわり号」を走らせる信州実行委員会」では、さまざまな障害のために列車に乗りたくても乗れない人たちの希望をかえようと、十一月三日、上田から上越の水族館まで「フレンドシップトレインひまわり号」を走らせる計画をしています。その資金をつくるために、次のおとりバザーを行います。皆さんの御家庭で眠っている不用品などがありましたら、御寄付くださいますようお願いいたします。御協力いただける方は、九月三

十日までに実行委員会までお申し出ください。

「バザー日程」

十月七日(日)午前十時から午後三時三十分、海野町日曜広場
 <お問い合わせ先>
 ひまわり号を走らせる信州実行委員会 ☎27933 (毎日午後六時三十分から同九時)

無料法律相談所を

開設します

長野地方家庭裁判所上田支部
 ☎200003

県弁護士会上田地区会と上田裁判所調停委員会では、十月一日から始まる「法の日」週間行事の一環として、次のとおり無料法律相談所を開設します。
 と き：十月五日(金)午前九時から午後三時
 ところ：上田市役所六階会議室
 相談内容：金銭貸借・商取引・借地借家・交通事故など民事関係のこと、夫婦間の問題・親子間の問題・相続のことなど、家庭裁判所が扱う事項および刑事事件関係のことなど法律問題一切です。

10月の乳幼児健康診査

- 受付時間は、いずれも午後1時から2時。
- 母子健康手帳とバスタオル(4・10か月児)、ハブラシ(1歳6か月児)をお持ちください。

会 場	健 診	実施日	対 象 児
上田市保健センター (市役所南庁舎2階)	4か月児	10月2日	59年5月16日～5月31日生
		10月16日	59年6月1日～6月15日生
	10か月児	10月3日	58年11月16日～11月30日生
		10月17日	58年12月1日～12月15日生
	1歳6か月児	10月4日	58年3月16日～3月31日生
		10月18日	58年4月1日～4月15日生
塩田母子健康センター (塩田地区)	3歳児	10月5日	56年9月1日～9月15日生
		10月22日	56年9月16日～9月30日生
	4か月児	10月9日	59年5月16日～6月15日生
川西社会福祉センター (川西地区)	10か月児	58年11月16日～12月15日生	
	1歳6か月児	—	
	3歳児	10月12日	56年8月1日～9月30日生
川西社会福祉センター (川西地区)	4か月児	10月11日	59年5月16日～6月15日生
		10月11日	58年11月16日～12月15日生
	1歳6か月児	10月11日	58年3月16日～4月15日生
		3歳児	—

※赤ちゃん手帳を御利用ください。

今月の納税

国民健康保険税 第3期

今月の納税は、国民健康保険税第3期です。税金は、納期限内に納入されますよう御協力ください。

今月の納期限は10月1日(月)です。

<収税課 ☎24100内線241・有線②0691>

税金で つくろう

みんなの 明るい社会

(市内中学生納税標語入選作品)

内で見られる風景)

ださい。電話でもけっこうです。

ところ：上田合同庁舎、上小建

なお、当日は会場で記念切手

ところ：大字上田原五〇八一

昭和59年度 犬の登録と秋季予防注射日程表

月日	地 区	時 間	場 所
10/2 (火)	東部地区	9:00~9:40	踏 入 公 会 堂
		10:00~10:30	東部地区防災センター
	北部地区	9:00~9:40	新 田 区 民 会 館
		10:00~10:30	明 照 会 会
10/3 (水)	西部地区	9:00~9:30	西 脇 会 会 館
	川辺 城下地区	9:50~10:30	新 屋 会 会 館
		9:10~9:40	報 恩 寮 前
		10:00~10:40	諏 訪 形 公 会 堂
		9:10~9:40	下 塩 尻 公 会 堂
10/4 (木)	塩尻地区	10:00~10:30	塩 尻 地 区 公 民 館
		10:40~11:10	秋 和 公 会 堂
	川辺 城下地区	9:10~10:10	川 辺 町 会 会 館
		10:30~11:20	中 之 条 公 会 堂
10/5 (金)	豊殿地区	9:10~9:40	市 豊 殿 支 所
	川西 泉田地区	10:00~10:50	上 野 が 丘 公 民 館
		9:10~9:40	小 泉 区 民 会 館
		10:00~10:40	泉 田 公 民 館
		9:10~9:50	東 塩 田 老 人 集 会 所
10/8 (月)	塩田地区	10:10~10:50	市 塩 田 支 所
		9:10~9:50	神 川 地 区 公 民 館
	神川地区	10:20~11:00	大 屋 公 会 堂
10/9 (火)	塩田地区	9:10~9:40	西 塩 田 事 業 所
		10:00~10:30	相 染 閣
	川西地区	9:10~9:30	農 協 泉 田 支 所
		9:50~10:10	仁 古 田 公 民 館
		10:30~11:00	市 川 西 支 所
		9:00~9:20	東部地区防災センター
10/11 (水)	東部 南部地区	9:40~10:10	南 天 神 町 公 会 堂
		10:30~11:00	市 役 所 (西 庁 舎 車 庫 前)
	北部地区	9:00~9:30	上 川 原 柳 町 公 会 堂
		9:50~10:30	新 田 区 民 会 館
10/12 (金)	川辺 城下地区	9:10~9:40	川 辺 町 会 会 館
		9:50~10:20	御 所 公 会 堂
	北部 西部地区	10:30~11:00	三 好 町 公 会 堂
		9:00~9:20	上 紺 屋 町 公 会 堂
		9:40~10:00	新 屋 会 会 館
		10:10~10:40	常 磐 町 会 会 館
10/15 (月)	川辺 泉田地区	9:10~9:40	神 畑 公 民 館
		10:10~10:20	上 半 過 公 会 堂
	神科地区	10:30~11:00	下 之 条 公 会 堂
		9:10~9:50	消 防 旧 東 北 分 署
		10:00~10:50	金 井 公 会 堂
10/16 (火)	豊殿地区	9:10~9:40	殿 城 郵 便 局 前
		10:00~10:20	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー
	神川 神科地区	10:30~11:00	町 吉 田 公 会 堂
		9:10~9:30	神 川 地 区 公 民 館
		9:40~10:10	下 青 木 公 会 堂
		10:30~10:50	岩 門 公 会 堂
10/17 (水)	塩田地区	9:20~9:50	中 組 公 会 堂
		10:10~10:50	下 之 郷 公 会 堂
	東部 神科地区 神川	9:00~9:20	合 同 庁 舎 裏 庭
		9:40~10:10	染 屋 公 会 堂
		10:30~11:00	国 分 仁 王 堂 前
		9:10~9:40	舞 田 公 会 堂
10/18 (木)	塩田地区	9:50~10:20	保 野 公 会 堂
		10:30~11:00	市 塩 田 支 所
	川西地区	9:20~9:40	上 室 賀 基 幹 セ ン タ ー
		10:00~10:20	下 室 賀 生 活 セ ン タ ー
		10:40~11:10	市 川 西 支 所
10/19 (金)	塩田地区	9:20~9:40	相 染 閣
		10:00~10:10	野 倉 公 会 堂
		10:30~10:50	西 塩 田 事 業 所
		11:00~11:20	西 塩 田 会 館
10/21 (日)	全 市	9:00~11:00	合 同 庁 舎 裏 庭

*犬が死亡、行方不明または移動した場合は、生活環境課へ御連絡ください。

必ず受けよう

犬の登録と予防注射

犬の登録と秋季予防注射を左表により行います。通知書(ハガキ)を持参のうえ、最寄りの会場へ飼い犬をお連れください。

注射料金 = 1頭につき1,700円

登録料金 = 1頭につき2,100円(未登録犬のみ)

この期間中に受けられない場合には、11月1日(木)から11月12日(月)までの間に個別訪問して注射を行います。この場合、訪問料として1頭につき1,500円が加算されます。犬鑑札と注射済票は、紛失しやすいので犬の首輪につけましょう。

〈生活環境課環境指導係 ☎24100

内線302・有線②0671〉

あなたの国民年金

ご注意ください 保険料の納め忘れ

保険料の納め忘れはありませんか。将来、確実に年金を受けるためには、月々の保険料をきちんと納めていることが必要です。年金はあなたにとって大切な財産です。納め忘れがないよう納期限をいつも確認し、計画的に納めるように心がけましょう。

便利で確実 「口座振替」の御利用を

お忙しい方、不在がちの方、納め忘れの心配な方には口座振替をお勧めします。お申し込みは、59年度の納付書、預金通帳、印鑑をお持ちになって、あなたの預金口座のある市内金融機関(郵便局を除く)で。

申込用紙は、各金融機関にあります。本人名義の口座のほか世帯主、配偶者などの口座からも振り替えることができます。

現況届は出しましたか

年金受給者 現況届を出し忘れると年金の支払の皆さんへ いが一時差し止められます。この現況届はあなたが引き続き年金を受けられるかを確認するための大切な届けです。

老齢年金や通算老齢年金を受けている方は、社会保険庁から送られてくる現況届のハガキに市長の証明を受けて、誕生月の末日までに返送していただくことになっています。